



令和5年10月6日

報道機関 各位

鴨川市役所で「書かない窓口」が始まります

11月1日から、市民が申請書を記入せずに住民票の写しなどの交付を受けられる「書かない窓口」の運用を始めます。

従来、住民票の取得や住所異動の際は、それぞれの申請書に、氏名、住所、生年月日、性別など、必要事項を記入するなど手間があり、そのため手続きに長い時間がかかっていました。

しかし「書かない窓口」開設後は、手続きに来られた方が持参した転出証明書やマイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類を職員が機械で読み取り、聞き取りをすることで申請書を作成することができます。そのため窓口では、内容を確認して、署名をするだけで手続きが完了します。

対象となる手続きは、総合窓口でできる手続き全般で、戸籍証明、税務証明の取得申請や、保険、年金の手続きなど。32種類の申請書の記入が不要になります。

これは、高齢者や日本語に不慣れな外国人の、窓口での手続きの負担軽減に取り組むものです。

問い合わせ

市民福祉部 市民生活課 市民係 担当：佐々木

TEL：04-7093-7831 FAX：04-7093-4145

「書かない窓口」 始めます 11月1日（水）から

1 「書かない窓口」とは、

各種証明発行から印鑑登録、住民異動届に関する書類について、市民からの聞き取りにより職員が申請書の作成を支援するものです。

2 概要

(1) 「書かない窓口」では、市民生活課の職員がお客様から住所・氏名・生年月日などの情報や申請内容を聞き取りし、「システム」へ入力を行い、申請書の作成を支援します。

(2) 作成された申請書を確認していただき、署名欄に記入していただくことで、お客様の申請書作成の手間が軽減されることはもちろん、手続き漏れも防止され、分かりやすい、窓口を実現します。

○窓口で申請書を書かない、「書かない窓口」



①始めに本人確認をします。

どんな証明書が必要か、職員がお伺いします。



②申請書を作成して、お見せします。

内容を確認して署名します。

○対象となる手続き（総合窓口でできる手続き全般）

- ・各種証明書の請求 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本など
- ・印鑑登録・廃止手続き
- ・引っ越しなどの住民異動届（子ども医療関係など）
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部手続き

問い合わせ 市民福祉部市民生活課 04-7093-7831